

中央防災会議 議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成 28 年 2 月 16 日（火）8:10～8:23

場 所：官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

（1）活動火山対策特別措置法関係

- ・活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（案）について【答申】
- ・火山災害警報地域の指定（案）について【答申】

（2）防災基本計画の修正について【決定事項】

・主な修正項目

- ①活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化
- ②最近の災害対策の教訓を踏まえた運用の改善等

（3）その他

- ・会長専決事項の処理について【報告事項】

4. 閉 会

○河野内閣府特命担当大臣 おはようございます。防災担当大臣の河野太郎でございます。ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

中央防災会議は全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者委員で構成されております。

時間も限られておりますので、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、中央防災会議会長であります安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○安倍内閣総理大臣 皆様、おはようございます。

本日は、早朝からお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

場所を問わず、さまざまな自然災害が起こりやすい我が国においては、国民の生命・財産を守るため、自然災害への対策については不断の見直しが極めて重要であります。

昨年も、いまだに一部での避難指示が続いている口永良部島の噴火や、8名の方の命が奪われ多数の住宅被害が発生した関東・東北豪雨など、大規模な災害が発生しました。

私たちに、多くの犠牲の上に得られた教訓をその後の災害対策に十分に生かし、被害に遭う人を一人でも少なくしていく使命があります。

本日の会議では、先日も桜島が噴火いたしました。一昨年9月の御嶽山噴火により得た教訓を踏まえ、活動火山対策の特別措置法に基づく政府としての対応の基本方針の策定、警戒地域の指定に関する答申、関連する事項についての防災基本計画の修正について御議論いただくことにしています。

火山対策は他の災害に比べて非常に経験の乏しい分野ですが、皆様を初め、多くの方々の知見をいただきながら、着実に対策を進めていく所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

それでは、ここで報道の方の御退室をお願ひいたします。ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○河野内閣府特命担当大臣 それでは、議題に移ります。

議題については、一括して説明申し上げた後、意見交換を行い、決定事項についてお諮りしたいと思います。

資料については、説明で使用する資料をお手元に御用意しております。

議題につきましては、酒井内閣府大臣政務官から御説明申し上げます。

○酒井内閣府大臣政務官 おはようございます。内閣府防災担当大臣政務官の酒井でございます。お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

本日の議題のうち、

- ・活動火山対策特別措置法に基づく、
「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」の策定及び
「火山災害警戒地域」の指定に係る答申、
- ・防災基本計画の修正

がこの会議の決定事項でございます。

その他報告事項が1件ございます。

それでは、資料1をお開きください。始めに、議題1の「活動火山対策特別措置法関係」について御説明を申し上げます。

本議題は、活動火山対策特別措置法に基づき、昨年12月に内閣総理大臣から諮問のあった基本指針の策定及び警戒地域の指定について、答申案をお諮りするものです。

まず、基本指針でございます。資料1－3に指針の概要をお示ししていますので御覧ください。

本指針は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な考え方を示すため、内閣総理大臣が定めるものです。

全体で5章の構成となっております。

- ・第1章で活動火山対策の推進に関する基本的な事項について示した上で、
- ・第2章では、火山災害警戒地域等の指定について、指針となる事項を定めています。
- ・第3章では、警戒地域に含まれる都道府県及び市町村が設置する「火山防災協議会」の協議事項等について規定しています。
- ・第4章では、避難施設や農林漁業関連施設の整備に関する計画の作成について、指針となる事項を定めています。
- ・第5章では、その他の事項として、登山者等に関する情報の把握等について示しております。

次に、警戒地域の指定でございます。資料1－4を御覧ください。

これは、火山噴火の蓋然性が高く、人的被害を防止するため、警戒避難体制を特に整備する必要がある地域を、「火山災害警戒地域」として内閣総理大臣が指定するものです。

指定された地域では、「火山防災協議会」を組織し、この協議会の意見を踏まえ、警戒避難体制に関する事項を、地域防災計画に規定することとなります。

議題1の説明は以上であります。

次に、議題2の「防災基本計画の修正」について御説明をします。資料4－1をお開きください。

「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づく計画で、各省庁の防災業務計画や地方公共団体の地域防災計画などの基本となるものです。

今回の修正は、先程御説明した活動火山対策特別措置法の改正などの制度改正を踏まえた防災対策の強化及び最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善の反映を主な内容としております。

議題2の説明は以上であります。

最後に、その他報告事項として、会長専決事項の処理について御説明を申し上げます。
資料5をお開きください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に、資料に記載の30件を会長専決いたしましたので、御報告いたします。

以上、説明を終わります。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

それでは、審議に移ります。これらの議題につきましての御質問、御意見をお伺いいたします。

まず、渡邊委員からお願いいたします。

○渡邊委員 どうもお世話様でございます。

この指針の中にも技術的な難しさが指摘されておりますけれども、北海道の有珠山では、40年前の噴火以後、観測体制などを整えて15年前の噴火は完全に予測できたと聞いております。

観測装置の装備や体制強化を進めておられると思いますが、最近はどのようになっているのでしょうか。最善の御努力をなさっておられると思いますが、その様子を教えていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○河野内閣府特命担当大臣 それでは、石井国土交通大臣からお願いいたします。

○石井国土交通大臣 委員よりお話がございました平成12年の有珠山の噴火につきましては、過去の噴火の知見が蓄積されていたことなどもありまして、噴火の2日前に緊急火山情報を発表しております。火山の噴火活動の予測向上のため、気象庁では現在、全国47の常時観測火山全てにおいて、観測施設の増強を進めておりまして、また新たに3つの火山を常時観測すべく観測施設の新設に取り組んでおります。

また、平成28年度予算案では、火山の監視・評価のための次世代システムの導入、組織体制の強化、人材の育成・確保等の評価体制の強化も盛り込んでおります。

本日の会議の結果も踏まえ、火山活動の嚴重な観測・監視に万全を尽くすとともに、国民の安全・安心を確保してまいります。

以上です。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

次に、高市総務大臣からお願いします。

○高市総務大臣 火山噴火災害の対策としましては、噴石等から登山者や住民の安全を守るための退避壕・退避舎、いわゆるシェルターの整備が有効なものと認識しております。

総務省としましては、地方公共団体が行うシェルターの整備について、引き続き補助金及び地方財政措置により積極的な支援を行ってまいります。

あわせて、消防団の装備などや緊急消防援助隊の増隊をはじめとする車両・資機材など

の充実強化を図るといったことなど、火山防災体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

国家公安委員長として私から一言申し上げますと、警察では、火山災害、水害等の対応から得られた教訓を踏まえ、近畿管区警察局に災害警備訓練施設を装備したほか、関係機関と連携して実戦的な救出救助訓練の推進、装備・資機材等の整備充実などを行って、災害対処能力の向上を図っているところでございます。

これからの一層の態勢の確立に努めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、泉田委員からお願いいたします。

○泉田委員 ありがとうございます。

昨年7月の防災基本計画の修正でSPEEDIの記載が削除され、予測的手法は用いずに放射線の実測値のみで住民避難等の判断が行われることとなり、現在に至っております。

以前から申し上げているところでありますが、実測値のみで判断いたしますと、被ばくして逃げるのが前提になりますので、住民の理解を得ることが困難な状況であります。

また、昨年7月の全国知事会議におきましても「避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、国においてSPEEDI等の予測的な手法を活用する仕組みを構築すること」と決議されております。

対応の優先順位や資源配分の決定などに当たっては、実測値とともに予測的手法を含め、多くの判断材料から総合的に防護措置を判断すべきであります。

例えば原子力発電所からの半径5～30キロ圏内において、屋内退避することとされている数万から数十万の方々に対しまして、放射性物質が到達する前に予測的手法を用いずに安定ヨウ素剤を配付、服用いただくことは現実的に不可能であります。引き続き、予測的手法の活用について、全国知事会と調整をしていただけますよう、お願い申し上げます。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

ただいまの発言につきましては、丸川原子力防災担当大臣におかれまして、地域の理解を十分に得られるよう、予測情報の提供など、しっかりと調整していただきたいと思っております。

丸川原子力防災担当大臣からお願いいたします。

○丸川環境大臣 原子力災害対策に関する専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に則って行うこととなっております。

同時に万が一の事故が起こった場合の対応については、原子力災害対策指針の考え方に則りつつ、関係自治体と一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

ついては、先ほど泉田委員の御意見を受けて、防災担当大臣より御発言がありましたように、今後、緊急時における気象情報を含めた情報提供のあり方について、地域の御理解を十分得られるよう、原子力規制委員会に伝達するとともに、内閣府としても事務方に調

整を指示することにいたします。

原子力防災については、引き続き具体の課題等に即して全国知事会を始め、関係自治体と率直な意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、決定事項である議題1及び議題2について、原案のとおり進めることといたします。

最後に、総理から一言お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 活動火山対策特別措置法に基づく答申、防災基本計画の修正に係る決定に当たり、皆様に御尽力をいただいたことを感謝申し上げたいと思います。

各大臣にあつては、本日の決定に基づき、さらなる防災・減災対策の充実・強化に向け、それぞれの持ち場において強いリーダーシップを発揮し、政府一体となって対策を着実に推進していただきたいと思います。

政府としては、引き続き災害に強い強靱な国づくりに向けて、官民一体となった総合的な防災対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

皆様の一層の御理解と御協力を心からお願いをいたします。

○河野内閣府特命担当大臣 ありがとうございました。

今後とも災害対策の一層の充実に努めてまいりますので、委員各位におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の審議の内容につきましては、本日の閣議後の会見において私から発表することといたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。まことにありがとうございました。